

# 山口県立美術館カフェ 出店者募集要領



平成30年10月  
山口県立美術館

## 1 目 的

山口県立美術館は、雪舟・雲谷派、香月泰男、松田正平など本県ゆかりの作家の優れた作品を収集・展示することにより、美術文化の顕彰と魅力の発信を行っています。

また、質の高い多様なジャンルの展覧会を良質な鑑賞条件で、ショップや中庭などとともにゆっくりと楽しめる空間として提供することにより、県内外から年間10万人の方々に来館いただける観光施設ともなっています。

今回、この県を代表する施設の魅力をより一層高めることを目的として、美術館の館内カフェにふさわしい飲食サービスを提供できる豊富な経験と能力を有する出店者を募集します。

## 2 施設の概要

### (1) 施 設

ア 施設の名称	山口県立美術館
イ 住 所	山口市亀山町3-1
ウ 構造	R C造（一部鉄骨）地下1階、地上2階
エ 延べ床面積	5,478㎡

### (2) カフェ

ア 客席数 36席

約125㎡のスペースに、丸テーブルに椅子2脚のセットが18組

※客席数は、スペース内において出店者が増設することも可

イ 厨 房

- ・面積：8.75㎡
- ・器財等

品 名	メーカー・品番（型式）	数量	備 考
IH 調理器	サンウェーブ SI-96-33T	1台	
食器洗浄機	ヨコガリ SMART T110	1台	
冷凍冷蔵庫	ホンザキ HR75Z	1台	
2槽流し	サンウェーブ S-2SN120B0B	1台	
調理台	サンウェーブ S-NWT050B0B	1台	
調理作業台	サンウェーブ S-HBT090B0B	2台	
吊り戸棚	サンウェーブ HD153	1台	壁固定
吊り戸棚	サンウェーブ HD183	1台	壁固定
製氷機	ホンザキ	1台	厨房の外
冷蔵ショーケース	大穂製作所 OHGF-1200W	1台	厨房の外

※ガスの使用はできません。

ウ 陳列・レジスペース

- ・面積 14.56㎡

- ※ 専用の倉庫はありません。
- ※ 使用許可の対象は、上記イ及びウの部分とします。  
ただし、客席スペースの清掃・整頓を行ってください。

### 3 営業の条件等

#### (1) 営業日時

- ・営業日：美術館開館日（月曜日休館（祝日・休日・第1月曜日を除く））
- ・営業時間：午前10時～17時を原則  
※別添展覧会開催状況等を参照

#### (2) 留意すべき事項その他

- ・美術館の館内カフェにふさわしい飲食サービスの提供を行うこと。  
特に企画展開催期間は、展覧会の趣旨に添ったメニューを提供できるよう工夫すること。
- ・食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは申請者の負担による。
- ・害虫が発生することのないよう衛生管理には、細心の注意を払うこと。
- ・営業に伴い発生するゴミ・残飯は、日々持ち帰ること。
- ・メニューは、料理の臭いが強く残らず、展示室まで影響しないものとする。こと。（本格的な調理は、別の場所で行うほうが望ましい）
- ・客席スペースの清掃・整頓も併せて行うこと。
- ・美術館内での営業であるため、美術館側からの細かな申し入れにも柔軟に対応すること。
- ・施設の改修は、原則認めない。ただし、美術館の承諾を得て実施した場合は、退去時に復旧すること。
- ・カフェ店舗の名称及び看板の位置については、美術館と協議し決定すること。
- ・企画展開催期間にあつては、入館者数に応じ、総売上の2～6%を展覧会実行委員会に納入すること。（企画展PRと一体的な広報宣伝を行います。）

入館者数	料率
2万人未満	2%
2万人以上 4万人未満	4%
4万人以上	6%

### 4 行政財産の使用申請等

#### (1) 行政財産の使用許可

- ・許可期間：平成31年3月7日～3月31日（年度毎に更新）

特段の申出または契約上の違反等がなく、良好な運営が認められる場合には所定の審査を経たうえ、期間1年の許可更新を行うことができます。ただし、更新は5回まで（最長営業期間は2024年3月まで）とします。なお、期間終了時に行う募集への応募は可能です。

- ・営業の開始：許可の始期 平成31年3月7日～20日（展覧会開幕日）までの日  
カフェの設置及び撤去等に要する期間は、行政財産使用許可の期間に含まれます。
- ・対象施設：厨房スペース及び陳列・レジスペース  
厨房 8.75㎡＋陳列・レジスペース14.56㎡＝23.31㎡
- ・行政財産使用料：年間16万円程度（減免適用後、4月末まで納入）  
（平成31年3月分は日割とし、通知後20日以内に納入）

## (2) 光熱水費

- ・電気及び水道使用（上・下）の実費を徴収 子メーターによる算定

## 5 応募資格

- (1) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有する業者で、飲食・喫茶業の経営実績が概ね5年以上ある者
- (2) 食品衛生法に基づく営業の禁止、停止命令又は改善命令等の行政処分を過去3箇年の間、受けていない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の禁止、停止命令又は改善命令等の行政処分を過去3箇年の間受けていない者
- (4) 税金を滞納していない者

## 6 応募方法

出店を希望するものは、次の書類を受付期間内に山口県立美術館あて提出してください。

### (1) 提出書類

ア 出店申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

- 添付）
- ・直近3箇年の決算等経営状況が判断できる書類
  - ・税金（国、県、市）の滞納がないことの納税証明
  - ・会社概要（既存のもので可）

ウ 事業計画書（様式3） ※選考において重要な企画提案書となります。

- ・基本コンセプト
- ・運営の計画（人員配置、サービスの提供方法）
- ・主なメニュー及び価格

(2) 受付期間：平成30年12月3日から12月12日まで（必着）

(3) 提出・問合せ先：〒753-0089

山口市亀山町3-1

山口県立美術館 担当：三輪

TEL：083-925-7788

FAX：083-925-7790

#### (4)現地説明会

ア 日 時 平成30年11月12日(月) 14:00～  
イ 場 所 山口県立美術館 エントランス  
ウ 申 込 前日までに FAX 又はメールで参加の申込みを行ってください。  
(会社名、住所、参加者名、連絡先(電話番号等)等明記)

申込先 FAX:083-925-7790  
E-mail : a19304@pref.yamaguchi.lg.jp

#### 7 事業者の選定

有識者等で構成する山口県立美術館カフェ出店者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、1次審査(提出された書類等の審査)及び2次審査(提案者によるプレゼンテーション)を行い、概ね平成30年12月下旬に最終決定を行う。ただし、美術館の館内カフェにふさわしい飲食サービスの提供が困難と判断される場合は、決定を留保する場合がある。

また、提案者が少数である場合等で選考委員会が必要ないと認めるときは、1次審査の選考を行わないことがある。

##### (1)プレゼンテーション

ア 日 時 平成30年12月20日以降(日時は別途通知)  
イ 場 所 山口県立美術館 会議室  
ウ 提案時間 1社につき30分以内(説明15分、質問15分程度)  
エ 準備資料 ①事業計画書 10部  
②その他配布資料

##### (2)選定結果の通知

選定結果の通知は、提案者全員に通知する。

#### 8 決定の取消し

次の場合には、出店者としての決定を取り消すものとする。

(1)正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可申請の手続きに応じなかったとき

(2)出店事業者の決定から行政財産使用許可申請までの間に、事業者について資金事情の変化等によりカフェの確実な運営が履行できないと判断したとき

(3)提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき

なお、上記の理由により出店が取り消された場合は、他の出店希望者の中から総合的に審査し事業者を決定する。